

熊本県立美術館分館喫茶室運営者募集要項

熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、熊本県立美術館分館喫茶室（以下「喫茶室」という。）の運営者を募集します。

1 募集する施設の概要

別添「熊本県立美術館分館喫茶室公募物件説明書」記載のとおりです。

2 喫茶室運営者公募の基本的な考え方

芸術文化の鑑賞や創作活動等の利用者に、美術館の文化的環境にふさわしい飲食のサービスを提供するため、運営にあたっては次の事項に留意してください。

- (1) 利用者の多様なニーズに対応し、質の高いサービスの提供に努めること。
- (2) 熊本県立美術館分館指定管理者（以下「指定管理者」という。）と連携し、利用者の意見や要望をサービスに反映させること。

3 許可期間（営業期間）

許可期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）2月28日までの11か月間とします。※営業は、準備が整い次第開始とします。

喫茶室の運営に際しては、事前に喫茶室に係る行政財産の使用許可の手続を経て、使用する面積に応じた使用料を熊本県教育庁教育総務局文化課（以下「文化課」という。）に納入する必要があります。

ただし、運営者において喫茶室の次年度の継続運営の意思があり、教育委員会がこれを適当と認めたときは、当初の使用許可の年度を含めて10年目の年度末を限度として、更新することができます。その後の運営者は改めて公募により決定するものとします。

※なお、令和9年3月1日から令和10年3月5日までは改修工事のため休館となり、営業はできません。

4 公募参加資格

公募に参加することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 応募時点で、熊本県内で食品衛生法の営業許可（飲食店）を有し、3年以上の飲食店営業実績があること。
- (2) 過去5年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (4) 県税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかに喫茶室運営者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有する者でないこと。
- (8) 法人又は法人格を有しない団体にあっては役員（法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあっては役員として活動している者）が暴力団員又はこれらと社会的に非

難されるような関係を有する者でないこと。

5 運営条件

(1) 運営の主体

第三者に委託することなく、使用許可を受けた運営者が自ら運営することとします。

(2) 運営対象施設

熊本県立美術館分館喫茶室（熊本市中央区千葉城町2-18）

(3) 営業日時

①営業日

美術館分館の開館日は、原則として全て営業することとします。特段の事情により開館日に休業する場合は、事前に指定管理者及び文化課に連絡してください。

【休館日】

・休館日 月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は開館し、翌日火曜日が休館日）

・年末年始休館日 12月25日から翌年1月4日まで

※このほか、指定管理者が特別に休館日を設ける場合や、改修工事に伴い長期休館する場合があります。

②営業時間

営業時間は、美術館分館の開館時間内としますが、少なくとも午前11時から午後4時の時間帯に対応することとします。

【開館時間】

火曜日～金曜日 午前9時30分から午後6時30分まで

土・日・休日 午前9時30分から午後5時15分まで

※このほか、指定管理者が開館時間を変更する場合があります。

(4) メニュー及び価格設定

メニューは美術館分館が公の施設であることや、芸術文化に親しむ良好な環境、施設来場者の年齢層が子どもから高齢者まで幅広く想定されることを考慮し、また、価格は利用者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できる適正価格で提案してください。

①メニューについて

飲物・軽食を中心とした内容で構成してください。また、喫茶室は各自展示室との間に仕切りがないため、焼き魚などの煙や臭いなどが拡散する恐れのある食事類はメニューの対象から外してください。

②価格について

メニューの価格は、熊本市内の一般的な喫茶店の価格と同程度としてください。

(5) 管理運営費等

①行政財産使用許可に係る使用料（熊本県財産条例第7条第1項の規定に基づき算定）

（参考：R7年度）591,297円／年（45.84m²）

※使用許可面積を増やしたい場合はあらかじめ御相談ください。使用料は面積に応じて変わります。

※使用料は、教育委員会の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入してください。また、熊本県財産条例第7条第2項の規定に基づき、既納の使用料は原則として返還しません。

②光熱水費

電気代及び水道代は、計量機器（小メーター）を付けて、指定管理者に支払うこととします。

③ゴミ処理費用

営業に伴い生じるゴミについては、運営者の責任のもと処理してください。

(6) 機器・什器備品等

テーブル、椅子、照明については美術館分館の備品を使用できますが、他の什器備品については運営者で用意してください。なお、故意過失の有無に関わらず、美術館分館の備品を破損させた場合の修理費用等は、運営者の負担とします。

詳細は、別添「熊本県立美術館分館喫茶室機器・什器備品一覧」記載のとおりです。

(7) 自販機の設置・物販

自販機の設置及び喫茶室内での物販はできません。

(8) 衛生管理

美術品を扱う建物内での飲食物提供となりますので、特に清掃、衛生管理等に御留意願います。なお、館内は喫茶室を含め禁煙です。

(9) 使用許可終了時の留意事項

①使用許可期間の満了時に許可を更新する意向がないときは、許可期間満了の遅くとも5か月前までに、その旨を指定管理者及び文化課に申し出てください。

②使用許可期間の満了又は許可の取り消しにより運営を終了するときは、出店場所を原状回復してください。

6 応募申込手続

(1) 申込方法等

①申込方法及び申込期限

申込は、郵送又は持参によるものとし、申込期限は令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時までとします。

※1 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※2 電子メール、FAXによる受付は行いません。

②申込先

熊本県教育庁教育総務局文化課(〒862-8609 熊本市中央区水前寺6-18-1)

(2) 提出書類及び部数

応募者は、以下の書類を文化課に提出ください。

なお、文化課が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。

①運営者申込書(別紙様式1)	1部
②事業計画書(別紙様式2)	1部
③直近の決算書(写)又は税務申告書(写)	1部
④食品衛生法営業許可指令書(写)	1部
⑤労働者災害補償保険に加入していることを証する書類	1部
⑥納税証明書	各1部

(ア) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

※使用目的は「熊本県立美術館分館喫茶室公募申込のため」としてください。

⑦誓約書(別紙様式3)	1部
⑧営業形態のわかるパンフレットなどがある場合	4部

(3) 申込に要する経費及び提出書類の取扱

①申込に要する経費はすべて応募者の負担とします。

②提出書類は返却いたしません。

③提出された書類は、必要に応じ複写します。ただし、使用は県庁内での検討の用に限ります。

④提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づき開示することができます。

7 現地説明会の開催

募集要項の説明、並びに施設見学のための現地説明会を次のとおり開催します。参加される場合は、あらかじめ参加者氏名及び連絡先を文化課（096-333-2704）へ御連絡をお願いします。なお、参加者は各応募団体につき1名までとします。

- ①開催日時 令和7年（2025年）12月15日（月）（予備日：12月22日（月））
- ②集合場所 熊本県立美術館分館（熊本市中央区千葉城町2-18）

8 質問等の受付

(1) 質問等の受付

質問等がある場合は、「質問書」（別紙様式4）により、令和8年（2026年）1月9日（金）までに、文化課に電子メールにより提出してください。電話及びFAXでの問合せは不可とします。

電子メールアドレス bunka@pref.kumamoto.lg.jp

(2) 質問等への回答

質問者へ電子メールにより回答します。ただし、質問内容によっては、質問者の個人情報を伏せた上で、県ホームページに公開する場合があります。

9 選定方法

(1) 選考委員会の開催

- ①運営予定者を選定するための選考委員会を、令和8年（2026年）2月中旬に実施する予定です。
- ②選考委員会において、応募者から事業計画等提案内容の説明を求めますので、応募者は必ず出席してください。なお、出席者は、各応募団体につき2名までとします。
- ③選考委員会の開催日時、場所等については応募者に対し個別に連絡します。

(2) 審査方法

次の審査項目に沿って審査を行い、選考委員のそれぞれ審査した評点の合計が最も高い応募者を運営予定者として選定します。

なお、最高得点の応募が二者以上ある場合は、当該応募者に立会いを求め、くじにより選定を行います。

審　　査　　項　　目
1. 応募動機、喫茶室運営に関する基本的な考え方
2. 営業時間の設定は利用者の利便性に配慮されているか。
3. 美術館にふさわしい魅力的なメニューであるか。
4. メニューの価格設定は適切か。
5. 集客方法やマーケティングについて考えられているか。
6. 責任体制について責任の所在・責任者配置計画が的確か。
7. 従業員体制について、人数・保有有資格者配置計画が的確か。
8. 開業資金の金額や調達方法等に問題がないか。
9. 衛生管理体制は適切か。
10. 既営業中の飲食店の運営実績は評価できるか。
11. 苦情・要望に対する対応方針は適切か。

(3) 無効又は失格

本要項中記載しているもののほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 事業計画書の提出方法、提出先、提出期限などが守られないとき。
- ② 事業計画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 事業計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 選考委員会において事業計画の説明をしなかったとき。
- ⑥ その他、教育委員会が審査を行うに当たって、不適当と認められるもの。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各応募者に文書で通知します。

10 使用許可

(1) 使用許可の手続

喫茶室の使用は、地方自治法第238条の4第4項に基づく行政財産の目的外使用許可となりますので、選定された運営予定者は教育委員会に対して、熊本県公有財産取扱規則に規定する行政財産使用許可申請を行うことになります。

なお、当該手続き完了をもって運営者を決定します。

また、許可を受けた運営者は、指定管理者及び文化課と細部を協議の上、運営を開始することになります。

(2) 使用上の条件

以下の条件を遵守し営業を行ってください。

- ① 食品衛生について、喫茶室運営に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期してください。
- ② 喫茶室は常に善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- ③ 使用許可物件を喫茶室以外に供することはできません。
- ④ 許可物件の現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けてください。
- ⑤ 使用許可物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。
- ⑥ 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく使用許可を取り消すことができます。
 - ・使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
 - ・使用を許可された者が虚偽の申請を行い、使用許可を受けたとき。
 - ・使用を許可された者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - ・使用を許可された者又は使用を許可された者の使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が使用を許可された者の行う事業に関し法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
 - ・使用を許可された者又は使用を許可された者の使用人が使用を許可された者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- ⑦ 教育委員会が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で教育委員会の指定する期日までに使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。
- ⑧ 教育委員会は、使用許可物件について隨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その都度使用に関し指示することがあります。
- ⑨ 許可条件に違反したことにより、使用の許可を取り消した場合において、その取消により使用の許可を受けた者に損失が生じても、教育委員会は、その損失を補償しません。
- ⑩ 喫茶室利用に当たって支出した有益費その他の費用については、教育委員会に請求することはできません。
- ⑪ 使用許可条件に違反したために教育委員会に損害を与えたときは、教育委員会の定める損害賠償金を支払わなければなりません。
- ⑫ 美術館分館の工事休館等により、営業ができない場合、教育委員会に営業補償を求めることは出来ません。（休業期間に応じた使用料の返還をすることがあります）

1.1 主なスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 募集要項のHP掲載・配布 | 令和7年12月8日（月）～ |
| (2) 応募書類の受付 | 令和7年12月8日（月）～1月30日（金） |
| (3) 質問書の受付 | 令和7年12月8日（月）～1月9日（金） |
| (4) 現地説明会 | 令和7年12月15日（月）※予備日12月22日（月） |
| (5) 選考委員会開催・選定 | 令和8年2月中旬 |
| (6) 選定結果の通知 | 令和8年2月18日（水） |
| (7) 行政財産使用許可申請の依頼 | 令和8年2月18日（水） |
| (8) 行政財産使用許可申請書提出 | 令和8年3月4日（水）まで |
| (9) 行政財産使用許可 | 令和8年3月23日（月）まで |
| (10) 使用開始 | 令和8年4月1日（水）から |

※営業は準備が整い次第開始とする。

<お問合せ先>

熊本県教育庁教育総務局文化課

〒862-8609 熊本中央区水前寺6-18-1

T E L : 096-333-2704

熊本県立美術館分館喫茶室 公募物件説明書

名 称	熊本県立美術館分館喫茶室		
所 在 地	熊本市中央区千葉城町2-18		
施 設 の 沿 革	平成4年10月29日 開館		
施 設 許 可 面 積	45. 84 m ²		
施 設 内 容	イス・テーブル・簡易厨房施設		
年 間 使 用 料(参考)	591, 297 円／年(R7年度)		
施設利用実績 (観覧者)	R3年度	109,873人	
	R4年度	134,165人	
	R5年度	71,906人	
	R6年度	131,134人	

※R5は改修工事のため6ヶ月休館

熊本県立美術館分館喫茶室 機器・什器備品一覧

名称	W×D×H(cm) 規格	数量	備考
丸テーブル	直径140	2	喫茶室・休憩スペース共用
テーブル	120×70×71	11	喫茶室・休憩スペース共用
椅子	47×50×73	22	喫茶室・休憩スペース共用
備付ソファ		28	喫茶室・休憩スペース共用
備付棚(木製)	フリースペース 8段 引出し 6ヶ所 開戸(内側2段) × 3ヶ所	1	
シンク1	50×60×80	1	
シンク2	45×45×80	1	

(別紙様式1)

令和 年 月 日

熊本県教育長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

熊本県立美術館分館喫茶室運営者申込書

熊本県立美術館分館喫茶室運営者の募集について、募集要項の内容を承知の上、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

《添付書類》

- | | |
|---|----|
| <input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙様式2） | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 直近の決算書（写）、又は税務申告書の写 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 食品衛生法営業許可指令書（写） | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 納税証明書 | |
| (ア) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 | 1部 |
| (イ) 熊本県の県税について未納がないことの証明書 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 誓約書（別紙様式3） | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 営業形態のわかるパンフレットなどがある場合 | 4部 |

別紙様式2

熊本県立美術館分館喫茶室事業計画書

1 運営希望者の概要

令和 年 月 日現在

氏名				従業員数	(社員)人	
住所	〒				(パート)人	
(現在の事業内容)				調理師免許所有者	人	
				年間売上高	万円(年)	
					万円(年)	
				(法人の場合) 担当者名	部署	
					氏名	
				連絡先	TEL	
					FAX	
					E-mail(必須)	
現店舗等の運営実績	店舗の名称	所在地	営業種目	営業開始年月日	店舗面積及び客席数	従業員数
					m^2	(社員)人
					席	(パート)人
					m^2	(社員)人
					席	(パート)人

※店舗等多数ある場合は主なものをご記入ください。

2 各種表彰歷

(過去10年位を目途に記入してください。)

項 目	表 彰 年 月 日	内 容	表 彰 者	被 表 彰 者

3 行政処分の有無

(過去5年を目途に記入してください。)

項 目	処 分 年 月 日	内 容	備 考

4 応募動機・(意欲)等について

別紙様式2

5 喫茶室運営の基本的な考え方について

.....

.....

.....

.....

.....

6 喫茶室の営業体制並びに具体的な運営方法

(1) 提供メニュー・価格(書ききれない場合は別紙でも可) ※煙やにおいが拡散するものは控えてください。

別紙様式2

(別紙様式3)

誓 約 書

私は、熊本県立美術館分館喫茶室運営者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 事業計画書の提出に際し、熊本県立美術館分館喫茶室運営者募集要項の内容について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 熊本県立美術館分館喫茶室運営者募集要項「4 公募参加資格」に定める必要な資格を有します。
- 参加資格に定める暴力団の組織の維持及び拡大に資するような暴力団を利用する行為を行いません。
- 上記事項に反する場合、許可の取り消し等、熊本県が行う一切の措置について異議、苦情の申し立てを行いません。

熊本県教育長 様

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(別紙様式4)

質問書

令和 年 月 日

熊本県教育庁教育総務局文化課長 様

熊本県立美術館分館喫茶室運営者募集に関して、下記のとおり質問します。

〈質問者〉

①住所	
②氏名・法人名	
③代表者役職・氏名	
④担当者所属・氏名	
⑤連絡先電話番号	
⑥連絡先FAX番号	
⑦メールアドレス	

※個人の場合、①②⑤⑥⑦のみをご記入ください

〈質問事項〉

--